

第4次犯罪被害者等基本計画の策定について

警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 堀 誠司

I. はじめに

令和3年3月30日、計画期間を3年4月1日から8年3月31日までの5か年とする第4次犯罪被害者等基本計画（以下「第4次基本計画」という。）が閣議決定された。私は、令和2年8月から現職となり、第4次基本計画の策定に携わることとなったので、その策定経緯、今後の課題、具体的施策等について述べることにする。

II. 第4次犯罪被害者等基本計画の策定経緯

(1) 検討の枠組み

犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という。）において、内閣総理大臣は犯罪被害者等基本計画の案について閣議の決定を求めなければならないとされており、その案の作成については、内閣府に特別の機関として設置されている犯罪被害者等施策推進会議（以下「推進会議」という。）の事務とされている。推進会議の下では、犯罪被害者等基本計画の見直しに当たり新たな計画に盛り込むべき事項の検討や犯罪被害者等施策の実施状況の検証、評価及び監視の補佐を行うため、基本計画策定・推進専門委員等会議（以下「専門委員等会議」という。）を開催することとされている。

なお、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律が28年4月に施行され、それまで内閣府で担っていた犯罪被害者等基本計画の作成及び推進に関する事務は国家公安委員会（警察庁）に移管されたため、第4次基本計画は、当該事務の移管後、初めて策定された犯罪被害者等基本計画となった。

(2) 第3次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する意見・要望の募集

令和元年7月23日、議長を務める飛鳥井望氏による議事進行により、専門委員等会議が開催され、事務局を務める当庁から第3次犯罪被害者等基本計画（以下「第3次基本計画」という。）の評価方針や第4次基本計画の策定スケジュール案が報告されるなど、第4次基本計画の策定に向けた実質的なスタートが切られた。

基本法では、犯罪被害者等施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定過程の透明性を確保することとされている。第4次基本計画の策定に当たっては、同月29日から8月29日までの間、広く国民から郵送、ファックス又は電子メールにて意見・要望を募集するとともに、同月下旬、犯罪被害者団体や犯罪被害者支援団体を対象とした意見・要望聴取会を開催した。その結果、148名・75団体から合計で約530項目の意見・要望が寄せられた。

(3) 第3次犯罪被害者等基本計画の実施状況の評価

基本法では、推進会議は、犯罪被害者等施策の実施状況を検証し、評価し、及び監視し、

並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べることとされており、また、専門委員等会議は、前記のとおり、犯罪被害者等施策の実施状況の検証、評価及び監視の補佐を行うこととされている。

令和2年1月以降、専門委員等会議において検討がなされ、10月29日、推進会議において、第3次基本計画の実施状況の評価が決定された。同評価は、第3次基本計画に掲げられた5つの重点課題（①損害回復・経済的支援等への取組、②精神的・身体的被害の回復・防止への取組、③刑事手続への関与拡充への取組、④支援等のための体制整備への取組、⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組）の項目ごとに行われ、第3次基本計画の計画期間における取組が評価されるとともに、今後の課題が示された。具体的には、関係府省庁が横断的かつ総合的な施策を展開し、着実に施策の推進が図られ、一定の成果を挙げたものと評価する一方、犯罪被害者等への中長期的な支援を含めた更なる取組や潜在化しやすい被害者に対する支援等を検討していく必要性が今後の課題として示された。

(4) 第4次犯罪被害者等基本計画策定までの検討経過

第3次基本計画の見直しについて寄せられた意見・要望及び第3次基本計画の実施状況の評価等を踏まえ、第4次基本計画の策定に向けて検討すべき論点が抽出され、令和2年1月以降、おおむね毎月1回の頻度で専門委員等会議における検討が行われた。各回の会議では、専門委員等会議メンバーによる熱心な議論が交わされ、時には予定時間を大幅に超過するほどに議論が白熱したこともあったと記憶している(詳しくは、警察庁ホームページ掲載の専門委員等会議議事録を参照していただきたい)。

なお、同年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、同年4月から7月初めにかけて開催した会議については書面開催、8月以降に開催した会議についてはウェブ開催等とするなど、感染防止に配慮した形態で会議を開催し、検討が進められた。

同年9月17日に開催された専門委員等会議において、第4次基本計画案の骨子案が取りまとめられ、10月29日に開催された推進会議において第4次基本計画案の骨子が決定された。同骨子について、11月2日から24日までの間、国民からの意見募集（パブリックコメント）が実施され、41個人及び12団体から、合計で330件の意見が寄せられた。そして、12月24日及び3年1月28日に開催された専門委員等会議において、これらの意見等を踏まえ、骨子に盛り込まれた具体的施策の修正等が行われ、第4次基本計画案が取りまとめられた。その後、同年3月30日に開催された推進会議において第4次基本計画案が決定され、同日の閣議において、第4次基本計画が決定された。

Ⅲ. 第4次犯罪被害者等基本計画の概要

(1) 第4次犯罪被害者等基本計画における重点課題

第4次基本計画では、第1次基本計画から第3次基本計画までと同様、基本法第3条の基本理念等を踏まえた「4つの基本方針」（①尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること、②個々の事情に応じて適切に行われること、③途切れることなく行われること、④国民の総意を形成しながら展開されること）、大局的な課題を指摘した「5つの重点課題」

及び犯罪被害者等施策を全体として効果的・効率的に実施するための「推進体制」が示されている。

第1次基本計画から第3次基本計画までの計画期間内において、犯罪被害給付制度の拡充、損害賠償命令制度の創設、被害者参加制度の創設・拡充、カウンセリング費用の公費負担制度の整備、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）の全ての都道府県への設置、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の全ての地方公共団体への設置等の各種取組が進められ、犯罪被害者等施策は大きく進展した。

しかし、犯罪被害者等は今もなお多くの問題を抱えており、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体からは、依然として多岐にわたる意見・要望が寄せられている。第4次基本計画においては、当該意見・要望や第3次基本計画の実施状況の評価を踏まえ、地方公共団体における犯罪被害者等支援、性犯罪・性暴力や児童虐待等の被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援、加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実、様々な犯罪被害者等に配慮した多様な支援、社会変化に対応してデジタル技術その他の新たな手法等を取り入れた施策の推進等が課題とされた。

具体的には、1つ目の重点課題「損害回復・経済的支援等への取組」については、犯罪被害者等が直面している経済的な困難を打開するため、加害者の損害賠償責任の実現に向けて必要な検討等を行うとともに、犯罪被害者等支援を目的とした制度以外の制度や民間の取組等の活用推進を含め、犯罪被害者等の損害を回復し、経済的に支援するための取組等を行わなければならないとされた。

2つ目の重点課題「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」については、犯罪被害者等が受ける精神的・身体的被害を回復・軽減し、又は未然に防止するための取組を行わなければならないとされた。特に、①個人の尊厳を著しく踏みにじり、心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼす性犯罪・性暴力の被害者への支援の一層の充実・強化並びに②生命・身体に重大な危害が及ぶ場合もある児童虐待事案、ストーカー事案及び配偶者等からの暴力事案の被害を防止するための対策の強化や相談につながりやすく、安全が確保され、適切に支援を受けることができるようにするための取組の一層の充実を図る必要があるとされた。

3つ目の重点課題「刑事手続への関与拡充への取組」については、犯罪被害者等が刑事手続や少年保護事件に関する手続に適切に関与できるよう、その機会を拡充するための取組を行わなければならないとされた。また、犯罪被害者等に対する一層の情報提供や犯罪被害者等の心情等の加害者処遇への一層の反映を求める声が、犯罪被害者等やその支援に携わる者等から寄せられていることを踏まえ、加害者処遇における犯罪被害者等の立場や心情等への配慮等を一層充実させる必要があるとされた。

4つ目の重点課題「支援等のための体制整備への取組」については、地方公共団体や犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等と共に、継ぎ目のない支援体制を構築していく必要があるとされた。また、中長期的な支援体制の整備への取組が行わなければならないとされた。さらに、国、地方公共団体及びその他関係機関並びに犯罪被害者等の援助を行う民

間の団体等が相互に連携・協力し、被害直後から様々な関係機関・団体等が協働して、重層的な支援を行うことができる体制を構築していく必要があるとされた。

5つ目の重点課題「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」については、インターネットやSNSの普及にも配慮しつつ、様々な機会や媒体を通じ、教育活動、広報啓発活動等を継続的に行うなどして、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等に関する国民の理解・共感を深め、犯罪被害者等への配慮・尊重と犯罪被害者等施策への国民の協力を確保するための取組を推進しなければならないとされた。

(2) 重点課題に係る具体的施策

第4次基本計画においては、前記の課題に対処するため、計279の具体的施策を掲げている。これらの具体的施策には、第4次基本計画下における新たな課題に対処するため取り組むべき施策のほか、第3次基本計画から引き続き取り組んでいく必要がある施策も盛り込まれている。

以下、第4次基本計画に盛り込まれている主な施策を引用し、紹介する。

① 損害回復・経済的支援等への取組

○ 加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査等の実施

警察庁において、関係府省庁等と連携し、犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況について実態把握のための調査を実施し、その結果に応じて必要な検討を行う。

法務省において、令和元年5月に成立した民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第2号）の附帯決議を踏まえ、関係府省庁等と連携し、公的機関による犯罪被害者等の損害賠償請求権の履行の確保に関する諸外国における先進的な法制度や運用状況に関する調査研究を実施し、その結果に応じて必要な検討を行う。

② 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

○ 被害少年等のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の実施

厚生労働省において、虐待を受けた子供の児童養護施設等への入所が増加していることを受け、平成23年度には児童養護施設等に心理療法担当職員及び個別対応職員の配置を義務化しており、引き続き適切な援助体制を確保する。具体的には、児童虐待が発生した場合の子供の安全を確保するための初期対応が迅速・確実に行われるよう、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）や令和元年6月に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）等に基づき、児童福祉司（指導及び教育を行う児童福祉司スーパーバイザーを含む。）、児童心理司、保健師、弁護士、医師等の配置を支援する。

○ 被害少年等に対する学校における教育相談体制の充実等

文部科学省において、被害少年等を含む児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、現在の配置状況も踏まえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置時間の充実等、学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指すとともに、勤務体制や環境等の工夫等、学校においてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを機能させるための取組や、犯罪等の被害に関する研修等を通じた資質の向上を図ることにより、学校における教育相談体制の充実を図る。

○ ワンストップ支援センターの体制強化

内閣府において、関係省庁と連携し、ワンストップ支援センターについて、24時間365日対応化や拠点となる病院の整備促進、コーディネーターの配置・常勤化等の地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制確保、支援員の適切な処遇等、運営の安定化及び質の向上を図る。また、全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」を周知するとともに、夜間・休日においても相談を受け付けるコールセンターの設置及び地域での緊急事案への対応体制の整備、各都道府県の実情に応じた被害者支援センターの増設等、相談につながりやすい体制整備を図る。さらに、全国共通短縮番号について、運用の在り方を検討する。

○ 犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する専門職の養成等

警察庁、文部科学省及び厚生労働省が連携し、一般社団法人日本公認心理師協会及び一般社団法人公認心理師の会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する公認心理師の養成及び研修の実施を促進する。

○ 職員等に対する研修の充実等

警察において、性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び支援を推進するため、性犯罪の捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師を招いて講義を行うなど、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応を含め、警察学校等における研修を実施する。

警察において、障害者の特性を踏まえた捜査及び支援を推進するため、捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師を招いて講義を行うなど、警察学校等における研修を実施する。

③ 刑事手続への関与拡充への取組

○ 加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実

法務省において、矯正施設の被收容者を対象に実施している「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意向等に配慮し、犯罪被害者等の心情等への理解を深めさせ、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導を含めた改善指導・矯正教育等の一層の充実に努めるとともに、指導効果の検証について、その在り方も含め検討を行う。また、家庭裁判所、検察庁等から矯正施設に送付される資料の中に犯罪被害者等の心情等が記載されている場合には、同資料を被收容者に対する指導に有効活用するよう努める。

法務省において、法制審議会からの諮問第103号に対する答申を踏まえ、刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度について検討を行い、必要な施策を実施する。実施に当たっては、刑事施設の長等と地方更生保護委員会及び保護観察所の長との連携が図られるよう努める。

法務省において、「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書を踏まえ、犯罪被害者等による心情等伝達制度へのアクセスの向上、しよく罪指導プログラムの充実化等について検討を行い、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。

○ 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実

地方更生保護委員会及び保護観察所の長が保護観察等の措置を執るに当たっては、当該措置の内容に応じ、犯罪被害者等の被害に関する心情、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情を考慮するものとする。

犯罪被害者等の被害に関する心情、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情を理解し、その被害を回復すべき責任を自覚するための保護観察対象者に対する指導に関する事実について保護観察官又は保護司に申告し、又は当該事実に関する資料を提示することを、保護観察における遵守事項の類型に加える。

仮釈放等の許否の判断に当たって、犯罪被害者等の申出により地方更生保護委員会が聴取を行う意見等の内容に、生活環境の調整及び仮釈放等の期間中の保護観察に関する意見が含まれることを明らかにする。

具体的な賠償計画を立て、犯罪被害者等に対して慰謝の措置を講ずることについて生活行動指針として設定し、これに即して行動するよう、保護観察対象者に対し指導を行う運用について検討を行い、当該指導の充実を図る。

④ 支援等のための体制整備への取組

○ 地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進

警察において、地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援に資するよう、犯罪被害者等支援を目的とした条例等の犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例の制定又は計画・指針の策定状況について適切に情報提供を行うとともに、地方公共団体における条例の制定等に向けた検討、条例の施行状況の検証及び評価等に資する協力を行う。

○ 地方公共団体における専門職の活用及び連携・協力の一層の充実・強化

警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、犯罪被害者等支援における社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士等の専門職の活用を働き掛ける。また、犯罪被害者等を早期に専門職の支援につなげるため、地方公共団体における総合的対応窓口と関係機関・団体との連携・協力の一層の充実・強化を要請する。

○ 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進

警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、地方公共団体、地方検察庁、弁護士会、医師会、社会福祉士会、精神保健福祉士協会、

公認心理師関連団体、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等から成る、警察本部や警察署単位で設置している被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携及び相互の協力を強化し、生活再建、医療、裁判等多岐にわたる分野について、死傷者が多数に及ぶ事案等を想定した実践的なシミュレーション訓練の実施等を通じて、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。

- SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実及び誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動の強化

総務省において、関係府省庁と連携し、SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動を強化する。

⑤ 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- 性犯罪・性暴力対策に関する教育の推進

文部科学省において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）に基づき、生命の尊さを学び生命を大切に教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育を一層推進するとともに、性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう、幼児期からの子供の発達段階に配慮した教育の充実を図る。

- 国民に対する効果的な広報啓発活動の実施

警察庁において、広く国民各層に犯罪被害者等支援に対する関心を持ってもらうため、シンボルマーク等の普及やウェブサイト・SNS等の活用といった広報の手法や媒体の多様化に努め、効果的な広報を行う。また、犯罪被害者等支援に関する標語を広く募集するなど、国民が犯罪被害者等支援について考える機会を提供し、その理解促進を図る。さらに、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性等についての理解・関心を深めるため、学校や民間企業等から幅広く協力を得るなどし、一層充実した啓発活動を推進する。

IV. おわりに

私は、第4次基本計画の策定に携わることとなったが、この仕事に従事して得た経験は大変貴重なものであり、策定まで短い期間ではあったものの、これまでの公務員人生の中でも、とても充実した時間であったと言っても過言ではないと思っている。

公私ともに大変ご多忙の中、長期間にわたり専門委員等会議の進行、取りまとめ、事務局等への的確な指導・助言など、多大なご尽力をいただいた飛鳥井議長をはじめ、ご示唆に富んだ数多くのご意見を賜った専門委員の皆様、関係府省庁の職員、そして、各種事務を遂行した事務局諸君に対して、この場をお借りして心より厚く御礼申し上げます。

引き続き、策定された第4次基本計画の様々な犯罪被害者等施策について、目指すべき方向に正しく向かって着実に実施し、犯罪被害者等支援が1歩でも2歩でも充実、促進できるよう日々尽力してまいります。